解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月六日開催の理事会の議決を経て、同年七月六日に経済産業大臣の許可を受け、同年七月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

東京都中央区銀座四丁目一〇番五号三幸ビル本館六階

財団法人全国中小企業情報化促進センター

代表清算人　見学　信敬

（連絡先）

東京都中央区新川二丁目一番九号石川ビル

財団法人全国中小企業取引振興協会

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十三日開催の理事会及び評議員会の議決により、平成二十三年七月二十五日広島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

広島県三次市和知町字歳政一八〇八番地の一

学校法人章仁学園

清算人　沖本　和弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

山口県美祢市伊佐町河原四六六番地

特定非営利活動法人やまぐち里山人ネットワーク

清算人　三田村　諭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月五日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

岩手県一関市室根町津谷川字上川原二二番地

財団法人津谷川公益同潤会

代表清算人　菅原清一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目五番一号

社団法人宮城県築館高等学校同窓会

清算人　千葉　建夫

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

群馬県前橋市西片貝町五丁目二四番地六

財団法人西片貝町公民館

代表清算人　鹿野　守也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月三日解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

静岡県周智郡森町向天方五四四番地

社団法人向天方報徳社

清算人　山崎　英治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

京都府城陽市寺田北山田三一―一七九

特定非営利活動法人Sustainable Fellowship International

代表清算人　伊藤　有理

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

大阪府交野市郡津三丁目一〇番一五号

特定非営利活動法人作業所クローバー

清算人　上野　幸子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

東京都千代田区神田小川町一丁目一番地四日光ビル五階

特定非営利活動法人アクティブセカンド

清算人　石本　文穂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月十六日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年七月八日付東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

東京都世田谷区松原六丁目一二番一一号

学校法人貝谷学園

清算人　鍛冶　良明

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年七月十九日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜五三九九番地

次第浜浜山土地区画整理組合

代表清算人　田村　春満

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十三年七月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十日

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

財団法人京都府市町村消防賞じゅつ基金協会

清算人　金谷　浩志

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金平成二十二年度決算公告

一、事業概要

伊勢原市テニス協会他計二団体及び個人計七名に対し総額百十五万円の奨励金給付事業を行った。

二、財産目録　平成二十三年六月三十日現在

資産合計	一二、一三二、一八六円
負債合計	〇円
正味信託財産	一二、一三二、一八六円

平成二十三年八月十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町東晴山第一〇地割二三三番地、最後の住所岩手県花巻市東和町東晴山八区七〇番地　被相続人　亡　横川　由香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十日

岩手県花巻市東和町土沢六区六四番地一

相続財産管理人　可児あさみ

第26期決算公告

平成23年6月24日

福島県福島市本内字中街道下14番地の1

東日本三菱自動車販売株式会社

代表取締役　深澤　潔

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,368	流動負債	5,552
固定資産	3,836	負債合計	1,492
		株主資本	1,160
		資本金	100
		資本剰余金	1,198
		利益準備金	164
		その他資本剰余金	1,034
		利益剰余金	△138
		その他利益剰余金	△138
		（うち当期純損失）	(256)
		評価・換算差額等	0
資産合計	8,204	負債・純資産合計	8,204